

## 家畜所有者の定期報告書の提出について

※すでに提出済みの方にも送信しています。行き違いの場合はご容赦ください。

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

### 令和5年2月1日現在の報告をお願いします。

報告対象者 ・ 提出期限	以下の家畜を1頭(羽)以上飼養する者 I : 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし 【提出期限】 <u>令和5年4月15日まで(まだの方は速やかに提出願います。)</u> II : 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう 【提出期限】 <u>令和5年6月15日まで</u>
報告内容	① 定期報告書(飼養家畜の種類、頭羽数、畜舎等の数) ② 飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守するための措置の実施状況 ③ 農場の平面図、埋却地の情報等の添付書類 ④ 県独自調査様式 a) 乳用種の雌、肥育牛(乳用種の雄、交雑種)、肉用繁殖牛の飼養者 b) 小規模飼養者 ⑤ 定期報告の取り扱いに関する同意書 (去年提出していない方と、去年と意思が変わる方のみ) <小規模飼養者> ①、④-b(牛・馬飼養者については⑤) <中・大規模飼養者> ①、②、③、④-a)、⑤ ※ ④-a)は、該当畜種を飼養されている方のみご提出ください。
提出方法等	<メールの場合> メールでの報告が可能です。下記メールアドレスまでお知らせください。 家畜保健衛生所 メールアドレス <a href="mailto:ge37@pref.shiga.lg.jp">ge37@pref.shiga.lg.jp</a> <郵送、FAXの場合> (FAXの場合は必ず原本を保管しておいてください) ● 小規模飼養者 中・大規模飼養者のうち北西部支所管轄以外の市町 : 滋賀県家畜保健衛生所 住所 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1 FAX 0748-37-4821 ● 中・大規模飼養者のうち大津市、高島市、長浜市 : 滋賀県家畜保健衛生所 北西部支所 住所 〒520-1611 高島市今津町弘川249-1 FAX 0740-22-6681